

# 経済のグローバル化と会計基準の多様性の現状と課題

岩崎 勇  
九州大学

## 要 旨

本稿では、文献研究によって、経済のグローバル化の進展の下における IFRS を中心とした会計基準の多様性の現状と課題を、会計基準の設定者およびその会計基準の利用者である財務諸表の作成者や利用者という 3 つの当事者の視点、比較可能性とのトレード・オフ関係の視点および会計基準の選択の視点から検討し、次のことを明らかにしている。

①経済のグローバル化に伴って、IFRS への統合化への動きと同時に、会計基準の多様化も進展していること、②会計基準の多様性には、各国の経済的、歴史的、制度的な背景・ニーズ等があること、③会計基準の多様性の長所には、財務諸表作成者の観点からは、会計基準の選択可能性、コストの最小化、関連諸制度との親和性、会計基準に対する理解可能性・納得性等が挙げられること、④会計基準の多様性の課題には、利用者の観点からは、比較可能性の欠如とそれに伴う投資のリスク評価の引き上げ等が挙げられること、⑤会計基準の多様性の課題の対処の方法としては、多様性を解消し、何らかの形で比較可能性の確保をする方法等があること、⑥「比較可能性の確保」をすることは困難であること、⑦IFRS をトップ・ダウンアプローチによりアドプションせずに、任意適用のままとして、ボトム・アップアプローチに基づいて市場のプロセスを通じて会計基準間の競争を行わせる方法による場合には、会計基準の多様性の長所が生かされることとなること。そして、会計基準間で常に競争が行われるので、より高品質な会計基準が選択されることとなり、会計基準の品質の維持向上が図れるというメリットがあることを明らかにしている。

## I はじめに—問題の所在—

今回の統一論題報告の共通テーマは「経済のグローバル化と会計基準の多様性」というものである。そこでは、現在のわが国を取巻く国際的な経済や会計に関する状況を、次のように捉えているものと考えられる。すなわち、経済の側面では、企業活動のグローバル化や環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）締結問題等を始めとして、経済のグローバル化さらに一層の進展を見せている。このような経済のグローバル化に伴って、企業活動の面では、グローバルに商品・サービスの取引を行うと共に、海外に子会社等を開設することに伴って、多国籍企業としてグローバルな経営管理が求められるようになり、統一的な会計基準（多国籍企業会計基準）で経営管理をするというニーズが出てきている。と同時に、自国のみではなく、海外の金融資本市場で資金調達や投資を行おうとする場合に、グローバルな会計基準で上場を行うニーズが出てきている。この経済のグローバル化が進むと、それに伴ってグローバルに取引される商品やサービスばかりでなく、それらの取引を規制する制度もグローバル化してくる。例えば、会計の側面では、国際会計基準審議会（IASB）が公表する国際財務報告基準（IFRS）を中心とした会計基準の国際的な「統合化」（アドプションないしコンバージェンス）すなわち会計基準のグローバル化の動きが一層進展してきている。しかし、他方において、それぞれの国や地域によって、会計基準のグローバル化に対する対応の仕方が異なっており、会計基準の多様性が見られる。このように、現状についての事実認識（「現状認識」）を行った上で、今後どこまで比較可能性の向上のために会計基準の「統一化」（同じ基準にしていくこと）（反対に見れば「多様化」）が進展するのかが主要な

検討課題と想定されているようである。

この会計基準の多様性は、比較可能性との関係で、従来から両者が「トレード・オフ関係」にあるものとされ、問題とされてきた。すなわち、財務情報の等質性ないし比較可能性を確保し、財務報告の利用者である投資家等の取引コストを節減することを重視し、強調する場合には、会計基準の統一化・画一化の方向へ進むのに対して、世界における多様な文化、法制度、市場状況、事業環境および各個別企業のコーポレート・ガバナンスや経営管理体制等を基礎とした企業活動の実態等を出来るだけ忠実に反映しようとする場合には、会計基準の多様化・柔軟化の方向へ進むことが考えられる。このように、この問題に関しては、会計を取巻く国際状況や周辺制度等との関連性を含めて、理論的に考察する必要がある。

このような「問題意識」から、本稿では、文献研究によって、経済のグローバル化が進展する中において、上場会社におけるIFRSを中心とした会計基準の多様性の現状と課題を明らかにし、その対処の方法について検討することを目的とする。この場合、本稿では、会計基準の多様性の問題を、会計基準を取巻く主要な利害関係者であり、金融資本市場の参加者である上場会社の会計基準の設定者、財務諸表の作成者および財務諸表の利用者という3つの当事者の視点、比較可能性とのトレード・オフ関係の視点および会計基準の選択の視点から検討を行っている。これまでの研究においては、これらの問題について断片的に論述されたものはあったが、明確にこれらの3者の視点から包括的に分析したものはない。このために、以下では、まず主要な国の会計基準の多様性の現状とその特徴点や背景を明らかにし、次に多様性の長所と課題を比較可能性との関係で明確にし、その対処の方法について比較可能性および

会計基準の選択（競争）という視点から検討することとする。

## II 経済のグローバル化と会計基準の多様性の現状と課題の検討

### 1 会計基準の多様性の現状の検討

#### (1) IFRS の長所の内容分析

会計基準の多様性の問題を検討するに当た

り、その前提となる統合化の目標となる IFRS の長所の内容分析をしておく必要がある。なぜならば、そこにおいて会計基準の統一化を阻害し、多様化を促進する原因が存在する可能性があるとも考えられるからである。そこで、IFRS の長所の内容を分析すれば、大きく①IFRS がグローバルな統一的な会計基準であるという側面から生じるものと、②IFRS の内容が優れているということから生じるものとの 2 つが考えられる<sup>(1)</sup>。

表 1 IFRS の長所の内容分析

視点	世界的な統一基準であること	IFRS それ自体の特徴
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界的に統一的な会計基準であることにより比較可能性が向上・確保できること</li> <li>統一的な会計基準であるので、同じ基準で財務諸表を作成できること等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファンドマネジャーや M&amp;A のために有用な企業価値のサロゲート（近似値としての代替値）としての情報を提供できること</li> <li>意思決定有用性アプローチに基づく投資意思決定用の会計基準であること等</li> </ul>

(出所) 著者作成

IFRS の長所の内容を分析すると、表 1 のように、それは、主に前者の IFRS がグローバルな統一基準であるということに基づくものであり、後者の IFRS それ自体が優れた高品質な会計基準であるという面は必ずしも強くないことが明らかになる。

#### (2) 会計基準の多様性の現状・特徴

前述のように、IFRS への統合化に関して、それぞれの国等によってそれぞれ対応の仕方が異なっており、現状において会計基準の多様性が見られる。ここでは、代表的な国の例として、世界の先進的な日米欧の三極にあり、会計基準が高い水準でフロンティアまで到達している米国、ドイツおよび日本における会計基準の多様性の現状・特徴について明らかにしていくこととする。

米国では、表 2 のように、上場企業については、以前は米国基準のみであったが、IFRS のグローバル化の進展や EU の同等性評価等を

配慮して、IASB との協議の結果 2007 年から EU 等の外国企業に対して IFRS の任意適用を承認している。しかし、依然として国内企業については IFRS の適用を認めていないという多様性が見られる。また、ドイツのような規制市場と非規制市場という分類がなく、しかも連結財務諸表のみの開示要求であり、個別財務諸表の開示が要求されていないという特徴がある。

そして、ドイツでは、以前は基本的にドイツ商法典等によっていたが、2005 年から規制市場と非規制市場とに分けて、企業が自社の状況に応じて IFRS が強制される規制市場と IFRS が任意適用できる非規制市場を自由に選択できる制度となっている。この場合、さらにそれぞれ連結財務諸表と個別財務諸表とについて適用される会計基準が異なっている。そして、EU 域外の外国企業については、IFRS または IFRS と同等の会計基準の採用を要求している。このように、ドイツでは、大きな枠組みとして規制市場と非規制市場とがあり、各々会計

表 2 各国の開示制度

①米国	連結財務諸表	個別財務諸表
上場企業	米国基準（ただし、外国企業には、IFRSも認められる）	不要
②ドイツ	連結財務諸表	個別財務諸表
規制市場上場企業	IFRS	ドイツ商法典 <sup>*1</sup> （会社法開示と同内容）
非規制市場で取引される企業および非上場企業	IFRS or ドイツ商法典（HGB）	ドイツ商法典（会社法開示と同内容）
③日本	連結財務諸表	個別財務諸表
上場企業	日本基準，米国基準，IFRS or JMIS	日本基準（会社法開示と別個に規定）

\*1：表示上はIFRSによることができる。

（出所）日本経済団体連合会〔2013〕20頁（一部修正）

基準が異なると同時に、連結財務諸表と個別財務諸表では異なる会計基準が適用され、連単分離した形での多様性があるという特徴がある。

他方、我が国においては、上場企業については、従来においては日本基準と米国会計基準とが認められていたが、2010年3月期からIFRSの任意適用が認められるようになり、また、日本版IFRSである「修正国際基準」（JMIS）いわゆるJ-IFRSが2015年6月末に公表されている。このように、我が国では上場会社については、企業会計基準（J-GAAP）、IFRS、日本版IFRSとしての修正国際基準（JMISないしJ-IFRS）、米国基準（US-GAAP）という4つの会計基準が並列的に任意適用され、連単分離がなされているという特徴がある。

このように、3国だけでも各々の国の商慣習（取引慣行）・社会システムやIFRSの必要性等の違いによって全く異なった会計基準の多様性の様相を示している。

### （3）会計基準の多様化の原因

前述のような会計基準の多様化がなぜ生じるのかについて、その原因・背景を探れば、その主な原因・背景としては、次のようなことが考えられる。

①「会計基準設定者」としては、例えば、⑦「会計目的」という会計基準の設定目的の観点からは、投資意思決定のためには、投資意思決定用

会計基準、さらにこの場合、どこの金融市場で資金調達を行うのかによって、例えば、日本の会計基準、US-GAAP、IFRS等のように、異なった会計基準となる可能性がある。また、利害調整のためには、利害調整用会計基準の設定が考えられる。なお、投資意思決定用会計基準と利害調整用会計基準を同じ会計基準で行う方法と別の会計基準とする両方のものが考えられる。他方、④「会社属性」という会計基準の設定目的の観点からは、大規模上場会社には上場会社用会計基準、中小非上場会社には非上場会社用会計基準が考えられる。

それゆえ、上記⑦会計目的に関連して、投資意思決定用会計基準と利害調整用会計基準とは別個のものとして、連単分離の根拠の1つになり得る可能性があり、また、④規模等に関する会社属性に関連していわゆる中小企業会計要領等を一般の企業会計基準と別個に設定する根拠の1つになり得る可能性がある。

②「財務諸表の作成者」としては、会社属性と資金ニーズ等の財務諸表の作成目的の観点から、一般に大規模または公開市場での資金調達ニーズに対応するためには、（大規模）上場会社用会計基準、また一般に中小規模で、相対で銀行等での資金調達ニーズ、納税目的での財務諸表の作成ニーズに対応するためには、（中小）非上場会社用会計基準が考えられる。

③「財務諸表の利用者」としては、その利用目

的の観点から、投資家の投資意思決定目的のためには、投資意思決定用会計基準、また、銀行等の債権者の融資目的のためには、融資用会計基準、税務署の徴税目的のためには、税金徴収用会計基準、会社の配当目的のためには、配当用会計基準等が考えられる。この場合、これらが1つの会計基準で対応する場合と複数の会計基準で対応する場合の両方が考えられる。

この他に会計上の基礎概念等の理解が社会的背景等の違いによって異なり、会計基準の多様性を生み出すこともある。なお、これらの会計基準にはそれぞれのニーズや目的があり、他の会計基準で代替することは一般に困難であると考えられる。

#### (4) 会計基準の多様性の長所

前述のように、各国はそれぞれの国の必要性に応じて会計基準を多様化してきている。このように、各国がIFRSの他に自国の会計基準を持つことにより生じる会計基準の多様性の長所について、以下では、それに関わる主たる利害関係者である上場会社の会計基準の設定者、

(会計基準の利用者としての)財務諸表の作成者および財務諸表の利用者という3者の観点からまとめることとする。

#### (5) 設定者の観点からの会計基準の多様性の長所

会計基準の設定者の観点からIFRSを強制適用せず、自国の会計基準と併存させ、会計基準の多様性が存在する場合の長所には、次のようなものが考えられる。

①「会計基準の設定目的の達成可能性」、すなわち多様化した複数の会計基準には、前述(3)「会計基準の多様化の原因」で述べたように、それぞれそれらが別個のものとして設定された背景ないし目的があり、それらの個々の目的

を達成することができるという長所がある。

②「関連諸制度との調整可能性」、すなわち会計は、社会的なソフトインフラの1つであるが、それは単独でそれ自体独立して存在するものではなく、会計基準を中心とする会計制度およびその周辺諸制度(作成主体、内部統制、開示、監査、ガバナンス、エンフォースメント、会社法や税法等という法律、金融規制等の規制および経営者報酬契約や社債契約等の私的契約等)との関連の上に成り立っている。そして、金融商品取引法における会計基準の議論を除けば、少なくとも内部統制、作成主体、税法、会社法等についてはグローバルなコンバージェンスという流れは(EUという特殊な例を除き)ないのが現状である。それゆえ、IFRSをアドプションしない場合には、その国で開発される会計基準は、一般にそれを取巻く商慣習(取引慣行)・社会経済的な関連制度と調整をしながら設定されてきている。それゆえ、会計基準の多様性を維持した場合には、一般にそれぞれの周辺の関連制度との調整を上手く行うことができ、会計基準の品質が保証されるという長所がある。

③「国際的な発言力の確保・強化」、すなわち会計基準の国際化は、「市場の国際的な広がりに伴ってインフラが統合されていく望ましい方向であると同時に、そのプロセスにおいて自国の制度を国際標準にどう反映させるかという競争でもある」(斎藤[2011]13頁)という認識が必要である。それゆえ、例えば、ASBJは、IFRSをより我が国の会計基準を反映し、より高品質な会計基準にしていくために、より良く、かつ実際に適用可能な連結ベースの会計基準として修正国際基準を日本市場で採用し、テストし、それによって国際的に発信していく1つの手段として利用することができるという長所がある。

④「高品質な会計基準の開発への貢献」、すなわ

ち一般的に独占的な唯一の設定機関に会計基準等を設定させると、当初は良いとしても、時間の経過とともに、権威化し、固定化し、品質の低下を招くことが一般に懸念されている。これに対して、「会計基準間での競争を導入」し（福井 [2004] 5 頁）、「各国基準間の競争に準拠枠を与え、逆にそれを通じて形成されるベスト・プラクティスをたえず取り入れていくやり方」（斎藤 [2014] 22 頁）すなわち複数の会計基準にお互いにより高品質なものを目指して競争させるやり方によって、高品質な会計基準等を維持・向上でき、情報の有用性が高まるという長所がある。

⑤「会計基準の設定権限と対応能力の維持」、すなわち仮に IFRS を採用して、上場企業の会計基準の設定を全て外部の会計基準設定者に委譲し、独占構造を許容してしまえば、自国の会計基準の設定権限がなくなり、外部で作成された「外成的会計基準」となる。他方、複数の会計基準設定機関の併存による寡占状況の下において、自国が会計基準の設定権限を持つ場合には、「自生的会計基準」の設定・改廃等が可能となり、外部環境の変化に柔軟に対応し、自国の商習慣、周辺制度に適合した会計基準の改廃や設定等ができるという対応能力を維持することができるという長所がある。

⑥「会計基準の設定能力の維持」、すなわち IFRS の適用によって自国で会計基準が設定されないと仮定すれば、会計基準の設定に関するノウハウや能力の維持をする必要がなくなり、会計基準の設定能力が劣化する可能性がある。反対に、自国で会計基準を設定し続ける場合には、会計基準設定のノウハウや能力を維持できるという長所がある。

## (6) 作成者の観点からの会計基準の多様性の長所

財務諸表の作成者の観点から会計基準の多様性が存在する場合の長所については、次のようなものが考えられる。

①「会計基準の選択可能性」、すなわち企業の資金調達市場、コーポレート・ガバナンスや経営管理方法等は、国により又個別企業により大きく異なっている。それゆえ、個々の企業にとっては、それらに適合した経営基盤としての会計基準が重要であり、種々の会計基準が併存し、選択可能であれば、「企業毎の各々の必要性に応えられる会計基準」（日本経済団体連合会 [2013] 5 頁）が選択できるという長所がある。なお、資金調達市場の観点からすれば、日本の上場企業のほとんどのものは日本国内で資金調達を行っており、IFRS を強制（アドプション）するというインセンティブはほとんど存在しない。

②「コストの最小化」、すなわち一般に IFRS は財務諸表の本体のみならず、多くの注記や開示事項等が要求されており、IFRS の適用のためには、新しいシステムの導入、運営および人材育成等には多額のコストが掛るといわれている。反対に、その国で使用されている会計基準を使用する場合には、IFRS の導入と比較して、はるかにコストが安くて済むという長所がある。

③「その国の商取引・社会経済的なシステム・関連諸制度との親和性」、すなわち前述のように、外成的に設定される IFRS を強制的にアドプションしない場合には、会計基準は、それを取巻く商慣習（取引慣行）・社会経済的な関連制度と調整をしながら設定される。例えば、我が国では、税制が確定決算主義や公正処理基準等で会計制度を活用によって、両者を上手く調整しながら結果として膨大な行政コストを節約している。それゆえ、多様な会計基準が許容される場合には、一般に周辺制度との調整が上手く行っているため、その調整が全くないしほ

とどなされない外成的会計基準と比較して、作成者にとって、それらの調整を行い易いものとなっているという長所がある。

- ④「会計基準に対する理解可能性・納得性」、すなわち自国の会計基準を採用する場合には、その会計基準は、過去の発展経路に基づき従来のものを社会経済や会計理論等の発展に応じて改訂してきているものであり、海外で外成的に設定された会計基準に比べて、会計基準に対する理解可能性や説得性があるという長所がある。
- ⑤「細則主義・ガイドライン」、すなわち日米等の会計基準は、従来から細則主義によって詳細なガイドラインが示されており、財務諸表の作成者にとっては、会計処理を行う上で参照可能であり、財務諸表の作成が客観的かつ容易にできるという長所がある。

### (7) 利用者の観点からの会計基準の多様性の長所

財務諸表の利用者の観点から会計基準の多様性の長所については、次のようなものが考えられる。

- ①「実状に応じた表示」、すなわちその国の実状に適合した（例えば、イスラム圏にはイスラム圏に適した）会計基準なので、外成的に設定された会計基準と比較して、その企業の財務状況をより適切に表示・開示していることという長所がある。
- ②「研究対象として適当」、すなわち高度に完備された 1 つの市場に複数の会計基準が存在するので、研究対象として最適であることという長所がある。

以上のように、各国が IFRS の他に自国の基準を持つことによって生じる会計基準の多様性の長所としては、①「会計基準設定者」の観点からは、それぞれの会計基準の設定目的が達成できること、関連諸制度との調整容易性・柔

軟性、発言力の確保、高品質な会計基準の開発への貢献、会計基準の設定権限・能力の維持、また、②「財務諸表作成者」の観点からは、会計基準の選択可能性、コストの最小化、関連諸制度との親和性、会計基準に対する理解可能性・納得性、丁寧なガイドラインの存在、そして、③「財務諸表利用者」の観点からは、実状に応じた適切な表示であること、研究の対象として適当であること等が挙げられる。

## 2 会計基準の多様性の課題

これまで、IFRS の任意適用等を含む会計基準の多様性の長所について明らかにしてきた。他方、このような会計基準の多様性がある場合には、それについての問題点も同時に存在していると考えられる。会計上何らかの対処をすべき上場会社の会計基準の多様性の主要な課題には、次のようなものが考えられる。

### (1) 設定者の観点からの会計基準の多様性の課題

会計基準の設定者の観点から会計基準の多様性の課題については、(単一の会計基準を設定する場合と比較すれば、) 多数の会計基準を設定すると、それだけ多くのコストと労力とを要する。(ただし、会計基準の利用者である財務諸表の作成者や財務諸表の利用者のコストと労力と比較すれば、かなり僅少であり、特に問題とはならないと考えられる。)

### (2) 作成者の観点からの会計基準の多様性の課題

財務諸表の作成者の観点から会計基準の多様性の課題については、次のようなものが考えられる。なお、これらは主に修正国際基準に関連するものである。

- ①「ニーズがない」、すなわち「ピュア IFRS の

任意適用を容認した上で、さらに一部の基準をカーブアウトした J-IFRS の任意適用を認めるということですが、実際のニーズがあまりないのではないか」(金融庁[2013b])と考えられる。

②「IFRS のブランド問題」、すなわち仮にピュア IFRS を採用せず、修正国際基準を採用した場合は、ピュア IFRS を採用していないので、財務諸表の表示上「IFRS を採用している」とは表示できないこととなり、「IFRS のブランド問題」が生じる。

③「会計基準の過剰性」、すなわち作成者にとって、IFRS でない限り、「IFRS を採用している」と表示できないので、企業会計基準と修正国際基準との明確な意味のある差異はなく、あえて修正国際基準を新たに追加し、多様性・複雑性を増すという意味がないのではないのかとも考えられる。

④「企業会計基準のローカル化」、すなわち修正国際基準を新たに設置すると、「日本基準が非常にローカルになる」。つまり、日本基準をこれ以上国際化する誘因が働かなくなる。なぜならば、「J-IFRS ができているのだからいいではないか」ということで、どんどん日本基準が国際的な基準から離れていく」可能性がある(金融庁[2013b])と考えられる。

⑤「IFRS の強制適用についての懸念」、すなわち「この J-IFRS というのは、結局、一部企業に強制適用することになった場合に備えたものであって、それ以外の使い道はあまりない……、一部強制適用の方針をまだ決めたわけでもないのに、事実上なし崩し的にその方向に進めるということになりかねない」(金融庁[2013b])ことが懸念される。

### (3) 利用者の観点からの会計基準の多様性の課題

財務諸表の利用者の観点から会計基準の多

様性の課題については、次のようなものが考えられる。

会計基準が多様化してくると、財務諸表の作成基準が異なるので、外部の投資家から見て比較可能性が保てなくなる。これが会計基準の多様性に関する最大の問題である。このように、会計基準を多様化させ、「4 基準を併存[させる]というイメージはわかりにくいし、国際的信認を高めることにはならないのではないか」(金融庁[2013b])という理解し難さがあり、投資家が投資を行おうとする場合に、投資判断の困難性が増し、その分投資に対するリスク評価を高める可能性がある。しかし、そのリスク評価を高くして投資を行えば、特に問題はないとも思われる。

以上のように、会計基準の多様性の課題については、①設定者の観点からは、(単一の会計基準を設定する場合と比較すれば、)多数の会計基準を設定すると、それだけ多くのコストと労力を要すること、②作成者の観点からは、IFRS のブランド問題や会計基準の過剰性等および③利用者の観点からは、比較可能性の欠如とそれに伴う投資のリスク評価の引き上げ等が挙げられる。

## 3 課題への対処

### (1) 対処の方法

上述のような会計基準の多様性の課題が明らかにされたわけであるが、そこでの最大の課題は、比較可能性に関連する問題であった。これらの課題に対処するための主な対処の方法としては、次のようなものが考えられる。

第1は、多様性を解消し、何らかの形で「比較可能性の確保」を目指す方法である。これには、㉞会計基準の国際的な統一化ないし標準化のために、規制当局が上から強制的にある特定の会計基準を選択し、採用させるというトツ



ブ・ダウンアプローチとしてのアドプションアプローチに基づき会計基準をIFRSへの統一化する方法と、④例えば、米国の会計基準への調整表のように、何らかの形でIFRSとの差異を開示する方法等が考えられる。しかし、前者による場合には、これまで述べてきた会計基準の多様性の長所を全て捨て去ることとなるので、慎重な検討が必要とされる。と同時に、投資家にとって、品質が低い会計基準は投資のリスク評価を高くして投資を行えばよいだけであり、特に問題はないように思われる。また、後者による場合には、このためのコストや手間の問題（コスト・ベネフィット問題）が新たに生じることとなるので、慎重な検討が必要とされることとされる。

第2は、後述のように、会計基準の統一だけでは、財務情報の「比較可能性の確保」は得られないと考えられ、また、これまで日本基準と米国基準とが日本の市場に併存してきたが、特に大きな問題とはならなかったので、IFRSを強制適用することによって比較可能性の確保を追求するのではなく、むしろ会計基準の多様性を積極的に評価し、これを生かし、市場参加者の会計基準の選択を通じて下から会計基準の統合を目指すというボトム・アップアプローチに基づき会計基準間の競争を行わせる方法である。

## (2) 比較可能性の確保

ここでは、上述の多様性の課題の対処の方法としての「比較可能性の確保」ができるか否かについてIFRSへの統一を議論の前提として検討をしていくこととする。

まず多様性や比較可能性の問題を考察するために、会計の多様性の内容および比較可能性の内容や要件等について明らかにしていくこととする。

前述のように、IFRSの統合化のプロセスに

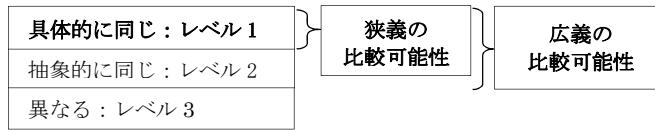
おいて比較可能性の観点からそれを阻害する要因としての会計上の多様性がしばしば問題とされてきた。なお、「比較可能性」<sup>(2)</sup>とは、表3・図1のように、「実質が同じ、すなわち、企業の将来キャッシュ・フロー（の金額、タイミング、不確実性）が投資家の意思決定の観点から同じとみられる場合には同一の会計処理を、それが異なる場合には異なる会計処理」（すなわち同じものを同じように処理表示し、異なるものを異なるように処理表示）することによって2つ以上のものを比較し得るようにする性質のことである。「この比較可能性は、しばしば形式と実質が分離している2種類の状況をめぐって議論がされてきた。1つは、2つの取引（企業活動）の法形式が異なっているが、実質が同じケースである。その場合、2つの取引には同じ会計処理が適用される。この要請は、従来から実質優先と呼ばれており、・・・もう1つは、2つの取引（企業活動）の外形的形式や一般属性が同じであるものの、実質が異なるケースである。例えば、ある財を販売目的で所有するケースと自己使用目的で保有するケースを想起すればよい。この場合には、2つのケースには、それぞれ異なる会計処理が適用されなければならない。会計情報を通じてその相違が投資家に知られることにより、投資家は両者を適切に比較することができるからである」（企業会計基準委員会[2006]第2章20項、・・・は著者）。このように、「情報を開示する企業のインセンティブをどう考えるのか」（池尾[2008]10頁）が重要であり、これを重視する場合には、形式・外形よりも、経営者の意図を重視し、それに基づき会計の処理方法を選択するという方向に進むこととなる。この場合、企業のインセンティブを無視するとかえって企業の実態が開示されず、有用な情報が開示されない結果となる可能性がある。

表3 比較可能性

取引内容		処 理	比 較 可 能 性
取引等	同じ	異なる処理	比較可能性確保できない
		同じ処理	比較可能性の確保
	異なる	異なる処理	比較可能性確保できない
		同じ処理	比較可能性確保できない

(出所) 著者作成

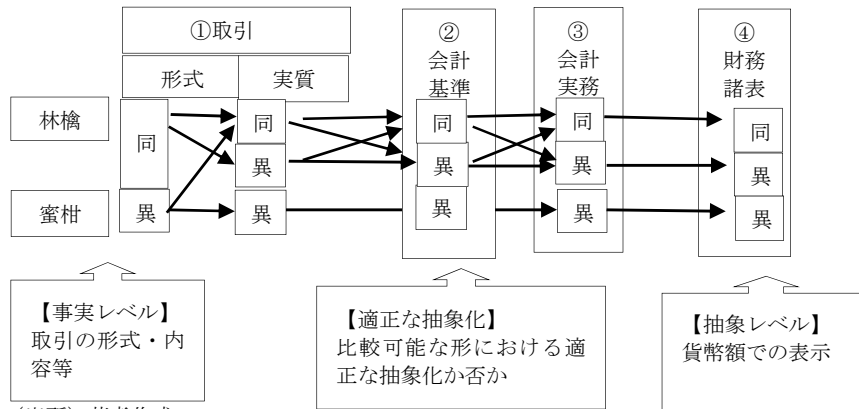
図1 比較可能性のレベル



(出所) 著者作成

なお、図2のように、会計基準の背後にある企業が行う取引の実態ないし実質に多様性があれば、当然のこととして財務諸表は多様性を帯びることとなる。

図2 取引、会計基準、会計実務と財務諸表



(出所) 著者作成

この会計上の多様性に関しては、表4のように、大きく取引実態、会計基準および会計実務の多様性という3つの多様性が考えられる (IASB [2011] p.18)。

表4 会計上の多様性

摘 要				会計実務	
				同じ	異なる
取引実態	同じ	会計基準	同じ	同一	多様*1
			異なる	—*2	多様
	異なる	異なる	—*2	多様	

\*1: 例えば、IFRSのように、会計基準が原則主義に基づき個々の企業の会計方針に選択の余地がある場合等。

\*2: 会計基準が異なるので、会計実務が稀に一部で同じになることはあり得ても、全て同じとなることはない。

(出所) 著者作成

この会計上の多様性の問題に関しては、取引実態が同じであることを前提とした上で、①「会計基準が同じで、かつ会計実務も同じ場合」には、会計上同一の会計処理がなされ、「比較可能性の確保」がなされ、多様性の問題は生じない。このような状況が本来的、理想的な意味で比較可能性が確保される場合である。

他方、②「会計基準は同じであるが、会計実務が異なる場合」には、会計処理が同一とならず、比較可能性の確保がなされず、会計処理の多様性が生じることとなる。すなわち、「基準が

統一されてもそれを適用する実務は、情報を開示する企業も、監査にあたる会計士も、規制に当たる当局も、すべてローカルなインセンティブに支配されて、かなり違ってくる」（斎藤 [2009] 12 頁）。このように、たとえ会計基準が同一であるとしても、実務の多様性を齎す要因としては、表 5 のように、会計基準それ自体の側面とその利用としての財務諸表の作成、監査や法律等という実施（エンフォースメント）の側面とがある。

表 5 実務の多様性の要因

	側 面	ケ ー ス	具 体 例
実務の多様性の要因	(1) 会計基準の側面	① 代替法の存在	1 セットの会計基準の中に、代替基準や「・・・することができる。」という容認規定が認められている場合
		② 原則主義	原則主義なので、解釈・判断が自由であり、会社ごとに独自の会計方針を採用する場合
		③ 用語等の曖昧さ	用語・概念・規定等が曖昧で、多様な解釈・判断が可能な場合 ・ 同じ定額法でも、取得原価、残存価額、耐用年数が異なる場合 ・ 会社の実態に応じた減価償却を行う場合等
	(2) 会計基準やガイダンスの存在しない場合	会計基準やガイダンスが存在しない場合	
	(3) 実施の側面	① 財務諸表の作成状況	・ 会計戦略の選択 ・ 財務諸表の作成上の会計方針の選択等
		② 監査の整備運用状況	・ 監査がしっかり整備運用されているのか ・ 監査上、どこまで多様性を認めるのか等
③ 法律の整備運用		・ 法律が整備運用されているのか ・ 法律上、どこまで拘束性を持たせるのか等	

(出所) 著者作成

すなわち、まず、(1)「会計基準それ自体の側面」としては、㉠1 セットの会計基準のなかで、複数の代替的な処理が認められている場合、㉡例えば、IFRS のように、会計基準において原則主義が採用され、個々の企業の会計方針に選択・判断の余地がある場合および㉢基本的な概念や用語が抽象的で曖昧で、多義に解され、判断される場合等がある。なお、(2) ある特定の取引について「会計基準やガイダンスが存在しない場合」も想定されるが、この場合には、会計基準やガイダンスそのものが存在しないので、実務は当然に多様化した形で処理されるこ

とが考えられる。また、(3)「実務の実施面」については、㉣会計戦略の選択や財務諸表の作成上の会計方針の選択等の財務諸表の作成状況が異なる場合、㉤監査の整備運用状況が異なる場合や㉥法律の整備運用状況が異なる場合には、実務の多様性が生じることとなる。もし本当に実務の統一を目指すならば、会計基準の統一化の他に、少なくとも会計方針、監査や監督行政等も統一する必要がある。このような考え方を根拠付けるものとして、SEC の分析によれば、「IFRS の適用の不統一が、国や業種をまたがる財務諸表の比較可能性の困難さを示し

ていた。……一部の場合では、この不統一は、特定の領域における IFRS で認められた明示的な選択肢または IFRS のガイダンスの欠如のいずれかの基準自体に起因するよう見えた。また、IFRS に準拠していないように思える状況から生じているものもあった」(SEC [2011] p.4) としていることから裏付けられる。

また、③「会計基準が異なる場合」には、会計実務は一部における偶然の一致以外に一致することはなく、通常は会計処理の多様性が生じることとなる。

このように、情報の比較可能性に関して、表 4 のように、「確かに世界が単一の会計基準を共有することは、比較可能性を実現するための必要条件の一つに間違いない。しかしその基準の統一が実務の統一を保証するとは必ずしも言えないということは非常に広く指摘されている(黒坂他 [2010] 218 頁) ことである。言い換えれば、「会計基準の標準化 [統一化] は、情報の標準化 [統一化] にとって必要条件であっても、十分性を保証するものではない」(斎藤 [2014] 21 頁、鉤括弧内は著者) のであり、「会計基準の統一は、実務の統一も、情報の比較可能性も保証しません」(松尾 [2012] 27 頁) ということである。

以上のように、IFRS のように、会計基準において原則主義が採用され、個々の企業の会計方針に選択の余地があり、また、監査や法的な整備運用状況等のエンフォースメントが各国に依存している場合等には、たとえ会計基準が IFRS に統一されたとしても、会計基準が複数併存する場合と比較して相対的に比較可能性の向上は見られるけれども、実務においては、比較可能性の確保は保証されないこととなる。

それゆえ、「比較可能性の欠如」と「比較可能性の向上」というのは、共に「比較可能性のない状況」における「程度の問題」であり、会計

基準の統一化による「比較可能性の確保」という議論は成り立たない。また、投資家にとって、投資を行う場合、品質が低い会計基準の場合には、投資リスクを高め評価すればよいことであり、大きな問題とはならないと考えられる。また、前述のように、ドイツ等では IFRS が強制される規制市場とそれが強制されない非規制市場とがあるが、比較可能性で大きな問題が生じたとは聞いたことがない。そして、同様に我が国においても長年日本基準と米国基準とが併存してきたが、比較可能性で大きな問題が生じたという話は聞いたことがない。

もしこの議論が成り立つと仮定すると、前述の多様性の課題への対処の方法として、比較可能性を確保するために、トップ・ダウンアプローチに基づき会計基準を IFRS に統一することや注記により IFRS へ調整することは、あまり意味をなさなくなると考えられる。

### (3) 会計基準間の競争

前述 (2) のように、会計基準の統一だけでは、財務情報の「比較可能性の確保」は得られないと考えられるので、IFRS のアドプションにより強制適用を行い、比較可能性を追求するのではなく、むしろ会計基準の多様性を積極的に評価し、現在の IFRS の任意適用という形でこれを生かし、ボトム・アップアプローチに基づき会計基準間の競争を行わせる方法がある。この基準間競争は、Dye and Sunder (2001), Sunder (2002a, 2002b), 福井 (2004), Ball (2006), 太田 (2007), 斎藤 (2009, 2011a, 2011b) 等で主張されているものである。これには、「会計基準の選択の視点」から検討することが有用であろう。

まず、会計基準の選択の視点としては、大きく①作成者の会計戦略からの視点と②投資家の評価からの視点と考えられる。前者の①「作

成者の会計戦略からの視点」としては、より具体的には、様々なものが考えられるが、その代表的なものとして、次のようなものがある。⑦企業の資金調達の見点からどの市場で資金調達を行うのかによって、会計基準の選択が行われる。⑧経営管理上の視点からどのレベル（国内レベルまたはグローバルレベル等）で経営管理を行うのかによって、会計基準の選択が行われる。⑨その他の会計戦略の視点、より具体的には、例えば、M&Aの視点からのれんの非償却を選択し、利益を多く計上したいか否かによって会計基準の選択を行う場合や、R&Dの視点から研究開発費を資産計上したいか否かによって会計基準の選択を行う場合などがある。これらは、前述の会計基準の多様性の長所のところで述べた、長所を享受しようとする視点である。

次に、後者の②「投資家の評価の視点」からは、1つの市場で複数の基準を併存させ、それらの間で投資家の評価の視点から選択が行われるという方法である。すなわち、企業は複数の選択可能な会計基準のうち、どの基準を選択したかを公表し、それに基づく財務情報を公表する。その公表された財務情報を投資家等が見て、その財務情報の信頼性が低く、企業価値評価等の投資意思決定のために十分な財務情報を提供しなかったり、情報の非対称性を解消してくれない等の場合には、それらを総合的に投資家が判断し、プレミアムを要求し、企業価値を割引いて計算するので、株価が上がらない（ないし下がる）。すなわち、質が劣る会計基準に基づいて財務報告がなされていると投資家が判断すると、その基準を選択した企業の株価は上がらない（ないし下がる）こととなる。それを避けたい場合には、その基準の適用を止めるという市場の淘汰プロセスによって、競争が行われるというものである（斎藤 [2009] 12

頁）。すなわち、企業は資本コストを最小化する会計基準を、他方、投資家等は情報の非対称性を緩和してくれる会計基準を望んでいる。そしてこの方法は、「モデルとしての国際基準と調和した別の基準が国際市場に併存し、市場慣行の形成と変化が、基準間の競争を通じてたえずモデル基準にフィードバックされることである。・・・永続的なコンバージェンスを通じて、国際基準を目標にした標準化と国際基準そのもののイノベーションとを同時に追求するアプローチである」（斎藤 [2014] 22-23 頁）。この方法による場合には、会計基準間で常に競争が行われるので、より高品質な会計基準が選択されることとなり、会計基準の品質の維持向上が図れるというメリットがある。

### III むすび

以上のように、本稿では、文献研究によって、経済のグローバル化の進展の下における IFRS を中心とした会計基準の多様性の現状と課題を、会計基準の設定者およびその会計基準の利用者である財務諸表の作成者や利用者という3つの当事者の視点、比較可能性とのトレード・オフ関係の視点および会計基準の選択の視点から検討してきた。この結果、次のことが明らかにされた。

①経済のグローバル化に伴って、IFRS への統合化への動きが進展している。と同時に、会計基準の多様化も進展していること。

②会計基準の多様性には、各国の経済的、歴史的、法的、制度的等のニーズがあること。

③会計基準の多様性の長所には、⑦「会計基準設定者」の観点からは、それぞれの会計基準の設定目的が達成できること、関連諸制度との調整容易性・柔軟性、発言力の確保、高品質な会計基準の開発への貢献、会計基準の設定権

限・能力の維持等、また、④「財務諸表作成者」の観点からは、会計基準の選択可能性、コストの最小化、関連諸制度との親和性、会計基準に対する理解可能性・納得性、丁寧なガイドラインの存在等、そして、⑤「財務諸表利用者」の観点からは、実状に応じた適切な表示であること、研究の対象として適当であること等が挙げられること。

④会計基準の多様性の課題には、⑦設定者の観点からは、(単一の会計基準を設定する場合と比較すれば、)多数の会計基準を設定すると、それだけ多くのコストと労力を要すること(ただし、会計基準の利用者である財務諸表の作成者や財務諸表の利用者のコストと労力と比較すれば、かなり僅少であり、特に問題とはならないと考えられる。)、④作成者の観点からは、主に修正国際基準に関連して、IFRSのブランド問題や会計基準の過剰性等および⑤利用者の観点からは、比較可能性の欠如とそれに伴う投資のリスク評価の引き上げ等が挙げられること。

⑤会計基準の多様性の課題の対処の方法としては、⑦多様性を解消し、何らかの形で「比較可能性の確保」をする方法、すなわちトップ・ダウンアプローチに基づき会計基準をIFRSのアドプションによって、IFRSへの統一化する方法、またはIFRSとの差異を、例えば、米国の調整法のように開示する方法、ないし④比較可能性を追求するのではなく、むしろ会計基準の多様性を積極的に評価し、これを生かし、ボトム・アップアプローチに基づき会計基準間の競争を行わせる方法等があること。

⑥「比較可能性の確保」をすることは困難であること。

⑦IFRSをトップ・ダウンアプローチによりアドプションせずに、任意適用のままとして、ボトム・アップアプローチに基づいて市場のプ

ロセスを通じて会計基準間の競争を行わせる方法による場合には、会計基準の選択の視点として、作成者の会計戦略からの視点と投資家の評価からの視点が考えられ、前者の場合には、会計基準の多様性の長所が生かされる。また、後者の場合には、会計基準間で常に競争が行われるので、より高品質な会計基準が選択されることとなり、会計基準の品質の維持向上が図れるというメリットがあることが明らかにされた。

## 注

- (1) IFRSの長所・短所の詳しい分析は、岩崎 [2009] を参照されたい。なお、ここで、「高品質な基準」とは、「投資家、融資者、債権者、および資本配分決定を行う他の人々にとって有用な情報で、首尾一貫性があり、比較可能で目的適的な信頼性のある情報」(SEC [2011] p.3) と考えている。
- (2) IFRSでは、比較可能性に関して当初はどちらかといえば、会計処理方法を1つにするという統一化・画一化を目指す方向で使用されてきたが、最近では、同じものには同じ処理、異なるものには異なる処理をするというような意味で使用される傾向がある。

## 参考文献

- 石川純治 [2011] 「Shyam Sunder 教授に聞く」『経営財務』3012号、47-53頁。
- 池尾和人、神田秀樹、小宮山賢、斉藤静樹、須田一幸、都正二 [2008] 『会計制度改革の成果と課題：この10年を振り返って』の模様『金融研究』日本銀行金融研究所2008年8月号、1-46頁。
- 岩崎勇 [2009] 「国際財務報告基準を取巻く国際的動向と日本の対応」『経済学研究』第76巻第2・3合併号、67-87頁
- [2012] 「国際財務報告基準 (IFRS) を巡る米国の会計戦略」『税経通信』第67巻第4号、17-28頁。
- 太田康広 [2007] 「会計基準間の競争とコンバージョン」『企業会計』第59巻第3号、129-141頁。
- 岡田譲治、氷見野良三、森公高、藤沼亜起 [2013] 「我が国におけるIFRS適用の方向性を探る」『会計・監査ジャーナル』699号、9-19頁。
- 木下勝一 [2004] 『適用会計基準の選択行動』森山書店。

- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006]『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 金融庁 [2010]「上場会社の個別財務諸表の取扱い (連結先行の考え方) に関する検討会」6月8日 (金融庁 会議資料 資料1)。
- [2013a]「IFRSの適用方法について」5月23日 (金融庁 会議資料 資料2)。
- [2013b]「企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事録」5月28日。
- 黒坂佳央, 柳川範之, 黒沼悦郎, 斎藤静樹 [2010]「危機時の規制のあり方と会計基準のコンバージェンス」『武蔵大学論集』第58巻第1号, 206-219頁。
- 河野正道 [2012]「真にグローバルな会計基準というゴールをいかに達成するか」『季刊 会計基準』第39号, 31-33頁
- 古賀智敏 [2013]「新たな時代認識と会計研究の多様化・学際化」『経理研究』第57巻, 35-44頁。
- 斎藤静樹 [2009]「日本の会計基準改革—評価と展望—」7-20頁。  
[https://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/37981/1/SankenAkademikkuForamu\\_16\\_Saito.pdf](https://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/37981/1/SankenAkademikkuForamu_16_Saito.pdf)
- [2011]「会計基準と基準研究のあり方」1-13頁。  
[http://w-arc.jp/WP20110401\(Prof.%20Saito\)%20Ver.1.02.pdf](http://w-arc.jp/WP20110401(Prof.%20Saito)%20Ver.1.02.pdf)
- [2011]「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」『金融研究』日本銀行金融研究所2011年8月号, 1-18頁。
- [2014]「経済制度国際統合のレベルと経路—会社法と会計基準の選択肢」『企業会計』第66巻第1号, 17-24頁。
- 自見庄三郎 [2011]「IFRS適用に関する検討について」。  
<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>
- 東京証券取引所 [2014]「IFRS任意適用・任意適用予定会社数」。  
<http://www.tse.or.jp/listing/ifrs/list.html>
- 日本経済団体連合会 [2013]「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的考え方～国際会計基準の現状とわが国の対応」, 1-20頁。
- 米国証券取引委員会 (SEC) [2011]『米国発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準の組込みに関する検討のためのワーク・プラン 米国会計基準とIFRSの比較』証券取引委員会 スタッフ・ペーパー。
- 福井義高 [2004]「規制ではなく競争を 会計基準・監査への市場メカニズム導入」『京滋 CPA ニュース』平成16年3月号掲載予定, 1-6頁。
- 松尾絹代 [2012]「斎藤静樹教授講演『会計を取り巻く最近の動向』 骨子」『情報センサー』第69号, 24-27頁。
- Barth, M.E. [2007] “Standard-setting measurement issues and the relevance of research”, *Accounting and Business Research*, Volume 37 issue 3, pp.7-15.
- Ball, R. [2006] “International Financial Reporting Standards (IFRS) : pros and cons for investors”, *Accounting & Business Research*, Special Issue, Volume 36, pp.5-27.
- Dye, R.A. & Sunder, S. [2001] “Why Not Allow FASB and IASB Standards to Complete in the U.S.?”, *Accounting Horizons*, Volume 15, Issue 3, pp.257-271 (September).
- IASB [2011] *Agenda Consultation 2011*, July. (企業会計基準委員会訳「アジェンダ協議2011」)
- Shima, K.M. & Gordon, E.A [2011] “IFRS and the regulatory environment: The case of U.S. investor allocation choice”, *Journal of Accounting and Public Policy*, Volume 30, Issue 5, pp.481-500 (October).
- Walker, M. [2010] “Accounting for varieties of capitalism: The case against a single set of global accounting standards”, *The British Accounting Review*, Volume 42, Issue 3, pp.137-152 (September).
- Sunder, S. [2002a] “Regulatory Competition for Low Cost-of-Capital Accounting Rules,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Volume 21, Issue 2, pp.147-149.
- [2002b] “Regulatory competition among accounting standards within and across international boundaries”, *Journal of Accounting and Public Policy*, Volume 21, Issue 3, pp.219-234 (Autumn).